証券コード6455
平成23年６月10日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役社長　中島正博

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成23年６月28日（火曜日）午後５時40分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1.日　時　平成２３年６月２９日（水曜日）午前10時

2.場　所　兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
株式会社モリタ　三田工場会議室

3.会議の目的事項

報告事項
1．第78期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第78期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役６名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.morita119.com）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事　業　報　告

（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益に持ち直しの動きは見られたものの、厳しい雇用環境や個人消費の低迷は依然として続いており、景気は先行き不透明な状況で推移いたしました。加えて、平成23年３月11日に発生いたしました東日本大震災は、今後の国内経済に多大な影響を及ぼしかねない状況となりました。

このような環境のもと、当社グループは、積極的な営業活動の推進に加え、原価低減と生産効率化の徹底を図り、収益力の強化に努めてまいりました。

この結果、消防車輌事業及び防災事業は比較的順調に推移したものの、産業機械事業、環境車輌事業は収益が低迷しており、当連結会計年度の売上高は、前期比1,988百万円減少し、59,749百万円（3.2%減）となりました。一方、営業利益は前期比115百万円増加し、4,339百万円（2.7%増）、経常利益は前期比110百万円増加し、過去最高益となる4,614百万円（2.5%増）となり、当期純利益は、前期比186百万円増加し、2,230百万円（9.1%増）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

消防車輌事業は、前連結会計年度においては主要顧客である自治体の補正予算により売上台数が大きく増加しましたが、当連結会計年度においてはその受注残が売上に寄与したものの、受注高は例年並みで推移しました。この結果、売上高は前期比345百万円減少し、31,587百万円（1.1%減）となりました。セグメント利益は、前期比154百万円減少し、3,740百万円（4.0%減）となりました。

防災事業は、設備部門のスプリンクラー設備の受注・売上が低調に推移し、売上高は前期比831百万円減少し、13,503百万円（5.8%減）となりました。一方、セグメント利益はグループホーム向けを中心にスプリンクラー設備に代わるパッケージ型自動消火設備‘スプリネックス'の拡販に注力し、前期比308百万円増加し、649百万円（90.6%増）となりました。

産業機械事業は、ギロチンプレス等の厳しい受注環境が続いているなか、部品・メンテナンスへ注力したものの、売上高は前期比102百万円減少し、3,337百万円（3.0%減）となりました。セグメント損益は前期比43百万円改善し、155百万円の損失となりました。

環境車輌事業は、塵芥車・衛生車等が低調に推移しており、売上高は前期比389百万円減少し、7,976百万円（4.7%減）となりました。セグメント利益は前期比92百万円減少し、197百万円（31.9%減）となりました。

自転車事業の売上高は、前期比319百万円減少し、3,344百万円（8.7%減）となりました。セグメント損益は、販管費の圧縮に努めましたものの、74百万円の損失（前連結会計年度は97百万円の損失）となりました。

(2) 対処すべき課題

経営環境はますます厳しさを増し、急激に変化していくものと予想されます。当社グループは、この変化に対応しつつ、メーカーの原点である「技術の向上」と「顧客満足の実現」に立ちかえり、顧客に支持される強いブランドづくりを目指します。そして、具体的な対処すべき課題は次のとおりであります。

① 既存事業の収益力強化
② 海外事業の収益拡大
③ 高付加価値製品の投入によるマーケットシェアの向上
④ 人材育成

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主要な資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の合理化など総額726百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社及び当社の連結子会社である宮田工業株式会社は、平成22年3月31日開催のそれぞれの取締役会の決議に基づき、平成22年６月１日を効力発生日として、宮田工業株式会社の自転車販売事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社ミヤタサイクルに承継させるとともに当社の100%子会社といたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 当社は、当期において当社の100%子会社となった株式会社ミヤタサイクルの株式の30%を平成22年８月31日付をもって美利達工業股份有限公司に譲渡いたしました。

② 当社の連結子会社である株式会社モリタは、中国・上海の消防車輌メーカーである上海金盾特種車輌装備有限公司に資本参加し50%の議決権を取得いたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第75期 (19/４～20/３)	第76期 (20/４～21/３)	第77期 (21/４～22/３)	第78期 (22/４～23/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	48,450	53,546	61,104	42,090
売　上　高 (百万円)	46,357	56,704	61,737	59,749
経常利益 (百万円)	2,653	2,783	4,503	4,614
当期純利益 (百万円)	1,066	1,119	2,044	2,230
1株当たり当期純利益 (円)	25.11	26.63	47.01	49.98
総　資　産 (百万円)	60,456	74,310	73,058	71,765

(注) 1. １株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。
2. 当期より受注高から防災事業部門の見込生産による金額を除いて表示しております。

(10) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社　モリタ	100 百万円	100 %	消防車の製造、販売
株式会社　モリタ防災テック	100	100	消火器、消火設備等の販売
株式会社　モリタ環境テック	100	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社　モリタエコノス	400	100	環境保全車輌の製造、販売
株式会社　モリタテクノス	100	100	消防車のオーバーホール
宮田工業株式会社	100	100	消火器、消火設備等の製造、販売
株式会社　ミヤタサイクル	100	70	自転車の販売
株式会社　北海道モリタ	30	50	消防車の製造、販売
上海金盾特種車輌装備有限公司	50 百万元	50	消防車の製造、販売

(注)　連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社13社であります。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輌、環境機器及び自転車の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

セグメント	主 要 製 品
消防車輌事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車
防 災 事 業	消火器、防災設備、その他防災関係製品
産業機械事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械
環境車輌事業	衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌
自転車事業	自転車

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社　　大阪市生野区小路東五丁目５番20号
東京本社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号

② 子会社

株式会社モリタ

本　　社	兵庫県三田市
営業拠点	東京営業部［東京都港区]、大阪支店［大阪市]、仙台支店［仙台市]、名古屋支店［名古屋市]、福岡支店［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

株式会社モリタ防災テック

本　　社	東京都港区
営業拠点	首都圏営業部［東京都港区]、大阪支店［大阪市]、仙台支店［仙台市]、名古屋支店［名古屋市]、福岡支店［福岡市］

株式会社モリタ環境テック

本　　社	千葉県船橋市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市]、西日本営業部［大阪市・名古屋市・福岡市］
生産拠点	船橋工場［千葉県船橋市］

株式会社モリタエコノス

本　　社	大阪府八尾市
営業拠点	仙台支店［仙台市]、埼玉支店［埼玉県上尾市]、千葉支店［千葉市]、東京支店［東京都江東区]、神奈川支店［横浜市]、名古屋支店［名古屋市]、関西支店［大阪府八尾市］、広島支店［広島市]、四国支店［高松市]、福岡支店［福岡県大野城市］
生産拠点	本社工場［大阪府八尾市］

株式会社モリタテクノス

本　　社	大阪市
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市・仙台市]、中部営業部［名古屋市]、西日本営業部［大阪市]、福岡営業部［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市]、関東工場［千葉県船橋市］

宮田工業株式会社

本　　社	神奈川県茅ヶ崎市
営業拠点	東京営業所［東京都港区]、名古屋営業所［愛知県愛知郡長久手町]、大阪営業所［大阪市]、福岡営業所［福岡市］
生産拠点	茅ヶ崎工場［神奈川県茅ヶ崎市]、東北工場［宮城県栗原市］

株式会社ミヤタサイクル（本社：東京都港区）

株式会社北海道モリタ（本社：札幌市）

上海金盾特種車輌装備有限公司（本社：中国上海市）

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,567名	50名増

(注)　従業員数増減の主な要因は、子会社の宮田工業㈱における希望退職により減少した一方で、上海金盾特種車輌装備有限公司の連結子会社化により増加したことによるものであります。

(14) 主要な借入先及び金額

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	2,358 百万円
株式会社三井住友銀行	1,607
第一生命保険株式会社	1,600
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,569

(注) 上記の借入先及び金額には、株式会社みずほコーポレート銀行を主幹事とするシンジケートローン（借入先８行）総額3,000百万円は含めておりません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 46,918,542株（自己株式2,302,973株を含む）

(2) 株主数 6,361名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
第一生命保険株式会社	3,265 千株	7.32 %
モリタ取引先持株会	2,651	5.94
株式会社みずほコーポレート銀行	2,087	4.68
住友信託銀行株式会社	2,082	4.67
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,048	4.59
株式会社三井住友銀行	2,007	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,539	3.45
モリタ従業員持株会	1,022	2.29
阿部律子	861	1.93
東京海上日動火災保険株式会社	735	1.65

(注) 持株比率は自己株式（2,302,973株）を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

平成16年６月29日開催の定時株主総会の決議による新株予約権

① 新株予約権の数
１,９８２個

② 目的となる株式の種類及び数
普通株式　１,９８２,０００株

③ 新株予約権の発行価額
無償

④ 新株予約権の行使価額
１株につき658円

⑤ 新株予約権の行使条件

ⅰ．新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後１年間に限り、権利行使を認めるものとする。

ⅱ．新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

ⅲ．その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使期間
平成18年７月１日から平成23年６月30日まで

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	30個	普通株式　30,000株	3名
監査役	35個	普通株式　35,000株	3名

(注)　社外取締役は当該新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成23年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新村鋭男	㈱モリタテクノス　代表取締役会長、宮田工業㈱　代表取締役会長
代表取締役社長	中島正博	㈱モリタ　代表取締役社長
取締役	白井幸喜	管理サービス本部長・経営企画室長・法務室長
取締役	北村賢一	㈱モリタ環境テック　代表取締役社長
取締役	土谷和博	㈱モリタ防災テック　代表取締役社長
取締役	川口和三	
常勤監査役	浅田栄治	
常勤監査役	佐々木純	
常勤監査役	早川尚男	
監査役	松村和宜	弁護士

(注) 1. 川口和三氏は、社外取締役であります。
2. 早川尚男、松村和宜の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役　早川尚男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役　川口和三氏は、㈱東京証券取引所及び㈱大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
常勤監査役　早川尚男（平成22年６月29日）
(2) 退任
常勤監査役　広瀬郷（平成22年６月29日　辞任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　６名　132百万円（うち社外取締役　１名　6百万円）
監査役　５名　35百万円（うち社外監査役　３名　13百万円）

(注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 36百万円（取締役６名に対して34百万円、監査役４名に対して 2百万円）が含まれております。
2. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は ０百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外監査役 松村和宜氏の兼職先である曽根崎法律事務所は、当社と顧問契約の関係があります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	川　口　和　三	当期開催の取締役会16回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。
監　査　役	早　川　尚　男	昨年６月に監査役に就任した後に開催の取締役会13回及び監査役会11回全てに出席し、主に金融機関での豊富な業務経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	松　村　和　宜	当期開催の取締役会16回のうち12回及び監査役会16回のうち14回に出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	29百万円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

41百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、国際財務報告基準の導入準備に係るアドバイザリー業務を依頼し、対価を支払っております。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針に関する件

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、会社法第362条第４項第６号に定められた「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、その構築に関する基本方針を決議いたしました。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において「モリタグループ　コンプライアンス基本方針」を決議し、これを実効化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置し、子会社・関連会社（以下、「グループ各社」という）は適切な会社の委員会に加盟する。

(ロ)コンプライアンス委員会は独立して、事実関係調査、会社への報告、対応の決定、フィードバック、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)当社管理サービス本部に法務室を設置し、コンプライアンス委員会の事務局として、グループ各社の統制窓口になるとともに、当社及びグループ各社の全役職員に対し、それぞれがコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導する。

(ニ)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。

(ホ)代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を執行する。
(ヘ)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を毎月開催する取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。
(ト)取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
(チ)リスク情報の早期発見と不正抑止効果のため、当社管理サービス本部長を委員長として内部通報制度委員会を設置し、問題発生時の事実関係の調査と対応策を決定する。また、必要に応じて取締役会への報告や再発防止策の提案にあたる。
(リ)綱紀委員会を年２回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した当社及びグループ各社の役職員への制裁措置を決定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。
(ロ)監査役は、取締役の職務執行に係る文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社及びグループ各社の各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(ロ)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各社、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(ハ)当社経営企画室には、当社及びグループ各社の各部署から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。
(ロ)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、グループ各社の代表者及び本部長クラスの取締役、執行役員による早朝会議を原則として毎週１回開催し、各社、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社及びグループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)社長直轄の監査室は、計画的にグループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ)「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。
(ロ)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ハ)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、毎月開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(ロ)グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
(ハ)コンプライアンス委員会や内部通報制度委員会には常勤監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、グループ各社各部門の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(71,765)**	**(負債の部)**	**(38,335)**
流動資産	**34,909**	**流動負債**	**20,852**
現金及び預金	6,433	支払手形及び買掛金	12,995
受取手形及び売掛金	19,212	１年内返済予定の長期借入金	2,012
たな卸資産	7,653	未払金	1,116
繰延税金資産	928	未払法人税等	1,525
その他	751	未払消費税等	194
貸倒引当金	△68	賞与引当金	821
固定資産	**36,855**	役員賞与引当金	110
有形固定資産	**30,167**	製品保証引当金	278
建物及び構築物	7,804	災害損失引当金	30
機械装置及び運搬具	1,349	その他	1,765
土地	20,525	**固定負債**	**17,483**
建設仮勘定	147	長期借入金	10,556
その他	341	繰延税金負債	1,716
無形固定資産	**1,046**	退職給付引当金	1,691
のれん	730	役員退職慰労引当金	207
ソフトウェア	305	再評価に係る繰延税金負債	2,072
その他	10	その他	1,239
投資その他の資産	**5,640**		
投資有価証券	4,145	**(純資産の部)**	**(33,429)**
繰延税金資産	331	**株主資本**	**34,080**
その他	1,225	**資本金**	**4,746**
貸倒引当金	△61	**資本剰余金**	**3,743**
		利益剰余金	**26,627**
		自己株式	**△1,036**
		その他の包括利益累計額	**△1,845**
		その他有価証券評価差額金	**△195**
		繰延ヘッジ損益	**△100**
		土地再評価差額金	**△1,428**
		為替換算調整勘定	**△121**
		少数株主持分	**1,194**
資産合計	**71,765**	**負債純資産合計**	**71,765**

連結損益計算書

（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**59,749**
売上原価		**45,309**
売上総利益		**14,439**
販売費及び一般管理費		**10,100**
営業利益		**4,339**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	103	
持分法による投資利益	70	
その他	431	604
営業外費用		
支払利息	241	
その他	88	329
経常利益		**4,614**
特別利益		
固定資産売却益	5	
貸倒引当金戻入額	69	
投資有価証券売却益	386	
その他	26	487
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	128	
投資有価証券評価損	305	
減損損失	87	
特別退職金	307	
災害による損失	127	
その他	55	1,010
税金等調整前当期純利益		**4,090**
法人税、住民税及び事業税	1,829	
法人税等調整額	△13	1,815
少数株主損益調整前当期純利益		**2,274**
少数株主利益		44
当期純利益		**2,230**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年３月31日残高	4,746	3,743	25,142	△1,023	32,608
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△446		△446
当期純利益			2,230		2,230
自己株式の取得				△14	△14
自己株式の処分		△0		2	1
土地再評価差額金の取崩			△300		△300
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	△0	1,484	△12	1,471
平成23年３月31日残高	4,746	3,743	26,627	△1,036	34,080

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定		
平成22年３月31日残高	150	△15	△1,728	△50	338	31,302
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△446
当期純利益						2,230
自己株式の取得						△14
自己株式の処分						1
土地再評価差額金の取崩						△300
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△345	△84	300	△70	856	655
連結会計年度中の変動額合計	△345	△84	300	△70	856	2,126
平成23年３月31日残高	△195	△100	△1,428	△121	1,194	33,429

連　結　注　記　表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子会社……13社

株式会社モリタ、株式会社モリタ防災テック、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、株式会社モリタ総合サービス、株式会社モリタユージー、宮田工業株式会社、株式会社モリタエンジニアリング、株式会社北海道モリタ、株式会社アルボ、株式会社ミヤタサイクル、上海金盾特種車輛装備有限公司

当連結会計年度において、当社の連結子会社である宮田工業株式会社の自転車販売事業を新設分割により分社化し、当社の連結子会社として株式会社ミヤタサイクルを設立しております。

また、当社の連結子会社である株式会社モリタは中国・上海の消防車両メーカーである上海金盾特種車輛装備有限公司へ50%の出資を行い、連結子会社としております。

なお、上海金盾特種車輛装備有限公司は、みなし取得日を平成23年３月31日として連結子会社化したことにより当連結会計年度は貸借対照表のみを連結しております。

非連結子会社……２社

康鴻森田（香港）有限公司、MORITA VIETNAM COMPANY LTD.

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

3．持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数……３社

株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称は、康鴻森田（香港）有限公司、MORITA VIETNAM COMPANY LTD.及び鹿児島森田ポンプ株式会社であり、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

4．持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司の２社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる上海金盾特種車輛装備有限公司は、同社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

6．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産
評価基準　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
原材料……主として移動平均法
貯蔵品……最終仕入原価法
③ デリバティブ　時価法
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
④ 長期前払費用
期間内均等償却を採用しております。
(3) 重要な引当金の計上基準
① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。
④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。ただし、一部の子会社においては定率法を採用しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、一部の子会社においては定率法を採用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金
連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
⑥ 製品保証引当金
販売済み製品についてのアフターサービス費用及び無償修理費の支出に備えるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。
⑦ 災害損失引当金
東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
① 収益及び費用の計上基準
完成工事高の計上基準
・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合
工事進行基準によっております。
・上記の要件を満たさない場合
工事完成基準によっております。
・決算日における工事進捗度の見積方法
工事進行基準における原価比例法
② 重要なヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。
ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等
ヘッジ方針
当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。
ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。
③ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。
④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項
のれん及び平成22年３月31日以前に発生した負ののれんの償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
会計処理の原則及び手続の変更
① 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。
これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

② 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号　平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

表示方法の変更

（連結貸借対照表）（連結株主資本等変動計算書）

当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号　平成22年６月30日）の適用に伴い、「その他の包括利益累計額」の科目を表示しております。

（連結損益計算書）

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年３月24日　内閣府令第５号)の適用に伴い、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額　22,235百万円
2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

MORITA VIETNAM COMPANY LTD.	164百万円
康鴻森田（香港）有限公司	125百万円

3. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
   - 再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
   - 再評価を行った年月…平成14年３月31日
   - 再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額…2,636百万円

＜連結損益計算書に関する注記＞

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
事業用資産	埼玉県上尾市	土地	57
遊休資産	福岡市博多区	土地及び建物等	29

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当事業年度においては、環境車輌事業において埼玉県上尾市にある子会社㈱モリタエコノスの支店の営業活動から生じる損益が連続してマイナスであるため、また、福岡市内に所在する子会社の事業所を集約することに伴い、福岡市博多区の土地及び建物が遊休状態となることにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、事業用資産については事業の種類を基本とし、他の資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日定時株主総会	普通株式	223	5.00	平成22年３月31日	平成22年６月30日
平成22年11月１日取締役会	普通株式	223	5.00	平成22年９月30日	平成22年12月１日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	223	5.00	平成23年３月31日	平成23年６月30日

3. 新株予約権の目的となる株式の数　普通株式　1,161,000株

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	6,433	6,433	―
(2) 受取手形及び売掛金	19,212	19,185	△26
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,168	3,168	―
(4) 支払手形及び買掛金	(12,995)	(12,995)	―
(5) 短期借入金	―	―	―
(6) 長期借入金	(12,568)	(12,687)	△119
(7) デリバティブ取引	(172)	(172)	―

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(6)参照）また、為替予約の振当処理によるものは、売掛金と一体として処理されているため、その時価は、受取手形及び売掛金に含めて記載しております。(上記(2)参照)

(注２) 非上場株式（連結貸借対照表計上額233百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

＜賃貸等不動産に関する注記＞
重要な賃貸等不動産がないため、注記は省略しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1.	１株当たり純資産額	722円50銭
2.	１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	49円98銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益	2,230百万円
普通株式に係る当期純利益	2,230百万円
普通株式の期中平均株式数	44,629千株

＜重要な後発事象に関する注記＞
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月16日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会 御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 新 村 実 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 高 木 勇 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成23年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**(44,611)**	**(負債の部)**	**(16,744)**
流動資産	**11,343**	**流動負債**	**3,818**
現金及び預金	4,875	1年内返済予定の長期借入金	2,012
前払費用	18	未払金	311
短期貸付金	5,720	未払費用	9
繰延税金資産	62	未払法人税等	10
その他	667	未払消費税等	11
貸倒引当金	△0	預り金	1,337
固定資産	**33,268**	賞与引当金	58
有形固定資産	**21,259**	役員賞与引当金	36
建物	5,289	災害損失引当金	30
構築物	324	**固定負債**	**12,926**
機械装置	130	長期借入金	10,264
車両運搬具	0	預り保証金	137
工具、器具及び備品	95	繰延税金負債	325
土地	15,418	再評価に係る繰延税金負債	2,072
建設仮勘定	2	その他	126
無形固定資産	**104**		
ソフトウェア	94	**(純資産の部)**	**(27,866)**
その他	9	**株主資本**	**29,391**
投資その他の資産	**11,904**	**資本金**	**4,746**
投資有価証券	2,154	**資本剰余金**	**3,743**
関係会社株式	9,409	資本準備金	1,638
その他	371	その他資本剰余金	2,104
貸倒引当金	△31	**利益剰余金**	**22,004**
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	20,769
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,016
		別途積立金	16,639
		繰越利益剰余金	2,113
		自己株式	**△1,102**
		評価・換算差額等	**△1,524**
		その他有価証券評価差額金	**△96**
		土地再評価差額金	**△1,428**
資産合計	**44,611**	**負債純資産合計**	**44,611**

損 益 計 算 書

（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

(単位：百万円)

科目	金	額
営業収益		**4,250**
営業費用		**2,200**
営業利益		**2,050**
営業外収益		
受取利息	120	
受取配当金	67	
その他	174	362
営業外費用		
支払利息	228	
その他	38	267
経常利益		**2,145**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	65	65
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	65	
投資有価証券評価損	305	
関係会社株式売却損	46	
減損損失	87	
災害による損失	31	
その他	15	552
税引前当期純利益		**1,659**
法人税、住民税及び事業税	33	
法人税等調整額	△39	△5
当期純利益		**1,664**

株主資本等変動計算書

（自　平成22年４月１日
至　平成23年３月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成22年３月31日残高	4,746	1,638	2,104	3,743	1,234	1,000	1,057	15,739	2,055	21,086
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△446	△446
当期純利益									1,664	1,664
固定資産圧縮積立金の取崩							△40		40	－
別途積立金の積立								900	△900	－
自己株式の取得										－
自己株式の処分			△0	△0						－
土地再評価差額金の取崩									△300	△300
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	△0	△0	－	－	△40	900	58	918
平成23年３月31日残高	4,746	1,638	2,104	3,743	1,234	1,000	1,016	16,639	2,113	22,004

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成22年３月31日残高	△1,090	28,485	23	△1,728	△1,704	26,781
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△446				△446
当期純利益		1,664				1,664
固定資産圧縮積立金の取崩		―				―
別途積立金の積立		―				―
自己株式の取得	△14	△14				△14
自己株式の処分	2	1				1
土地再評価差額金の取崩		△300				△300
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△120	300	179	179
事業年度中の変動額合計	△12	905	△120	300	179	1,085
平成23年３月31日残高	△1,102	29,391	△96	△1,428	△1,524	27,866

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブ　時価法

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,704百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として79百万円を投資その他の資産「その他」として計上しております。

(5) 災害損失引当金……東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の処理方法
(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

7. 消費税等の処理方法
消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜会計方針の変更＞
資産除去債務に関する会計基準等
当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年３月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日）を適用しております。
これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

企業結合に関する会計基準等

当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号　平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成20年12月26日）を適用しております。

＜貸借対照表に関する注記＞

1．関係会社に対する金銭債権・金銭債務　短期金銭債権　6,150百万円
　　短期金銭債務　1,380百万円

2．有形固定資産の減価償却累計額　10,321百万円

3．保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

MORITA VIETNAM COMPANY LTD.　164百万円
康鴻森田（香港）有限公司　125百万円

4．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月……平成14年３月31日

・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
…2,636百万円

＜損益計算書に関する注記＞

1．関係会社との取引高　営業収益　4,250百万円
　　営業費用　166百万円
　　営業取引以外の取引高　142百万円

2．減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
事業用資産	埼玉県上尾市	土地	57
遊休資産	福岡市博多区	土地及び建物等	29

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当事業年度においては、環境車輌事業において埼玉県上尾市にある子会社㈱モリタエコノスの支店の営業活動から生じる損益が連続してマイナスであるため、また、福岡市内に所在する子会社の事業所を集約することに伴い、福岡市博多区の土地及び建物が遊休状態となることにより帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社は、事業用資産については事業の種類を基本とし、他の資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	2,302,973株

＜税効果会計に関する注記＞

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	23百万円
退職給付引当金	73
役員退職慰労引当金（長期未払金）	51
償却限度超過額	110
その他有価証券評価差額金	65
固定資産評価損	23
投資有価証券評価損	80
会員権評価損	26
土地再評価に係る繰延税金資産	1,810
減損損失	195
災害損失引当金	12
その他	35
繰延税金資産小計	2,509
評価性引当額	△2,077
繰延税金資産合計	432
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△695
土地再評価に係る繰延税金負債	△2,072
繰延税金負債合計	△2,768
繰延税金資産の純額	△2,336

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞

貸借対照表に表示した固定資産のほか、車両運搬具等をリース契約により使用しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1. １株当たり純資産額	624円60銭
2. １株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	37円31銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は、以下のとおりであります。

当期純利益	1,664百万円
普通株式に係る当期純利益	1,664百万円
普通株式の期中平均株式数	44,629千株

＜重要な後発事象に関する注記＞

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年５月16日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年５月19日

株式会社モリタホールディングス　監査役会

常勤監査役　浅　田　栄　治㊞

常勤監査役　佐々木　　純㊞

常勤監査役（社外監査役）　早　川　尚　男㊞

監　査　役（社外監査役）　松　村　和　宜㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としてまいりました。

このような方針に基づき当期の剰余金の処分に関しては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき　５円
　　総額223,077,845円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成23年６月30日（木曜日）

２．その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　900,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

株主総会及び取締役会の運営について、当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定めた順序の代表取締役が株主総会及び取締役会における招集権者及び議長にあたるよう現行定款第12条及び第13条並びに第22条及び第23条をそれぞれ統合し内容を変更するものであります。また、これに伴い現行定款第14条以下の条数を繰り上げるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。　　（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招　　集）	（招集権者及び議長）
第 12 条　当会社の定時株主総会は毎年６月にこれを招集する。	第 12 条　(現行どおり)
２．株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長がこれを招集する。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	２．株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集し、議長となる。
（新　設）	３．代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（議　　長）	（削　除）
第 13 条　株主総会の議長は社長がこれにあたる。ただし、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	
第 14 条 〳　　(条文省略) 第 16 条	第 13 条 〳　　(現行どおり) 第 15 条

現　行　定　款	変　更　案
第 4 章　取締役及び取締役会	第 4 章　取締役及び取締役会
第 17 条 〜　(条文省略) 第 21 条	第 16 条 〜　(現行どおり) 第 20 条
(招　　集) 第 22 条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、会長がこれを招集する。ただし、会長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。	(招集権者及び議長) 第 21 条　取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。
(新　設)	2．代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
2．取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より３日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。	3．(現行どおり)
(議　　長) 第 23 条　取締役会の議長は会長がこれにあたる。ただし、会長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が	(削　除)

現　行　定　款	変　更　案
これにあたる。 第 24 条 〳〵　(条文省略) 第 35 条	 第 22 条 〳〵　(現行どおり) 第 33 条

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役 新村鋭男、中島正博、白井幸喜、北村賢一、土谷和博、川口和三の６氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	中島　正博 (なかじま　まさひろ) (昭和25年２月３日生)	昭和47年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長(現在) 平成20年10月　㈱モリタ代表取締役社長(現在) [重要な兼職の状況] ㈱モリタ代表取締役社長	96,000株
2	白井　幸喜 (しらい　こうき) (昭和37年11月８日生)	平成５年10月　当社入社 平成15年10月　㈱モリタエコノス経営企画室長 平成16年６月　同社取締役 平成18年６月　同社常務取締役 平成20年４月　当社経営企画室長・法務室長(現在) 平成21年４月　当社執行役員 平成21年４月　当社管理サービス本部長(現在) 平成21年６月　当社取締役(現在)	7,000株
3	北村　賢一 (きたむら　けんいち) (昭和25年11月24日生)	昭和48年４月　手塚興産㈱入社 平成４年７月　㈱森田ポンプサービスセンター入社 平成16年５月　当社執行役員、環境事業本部長 平成18年６月　当社取締役(現在) 平成20年10月　㈱モリタ環境テック代表取締役社長(現在) [重要な兼職の状況] ㈱モリタ環境テック代表取締役社長	41,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	つち　や　かず　ひろ 土　谷　和　博 (昭和24年７月30日生)	昭和47年４月　山一證券㈱入社 平成９年６月　同社取締役 平成10年４月　日本フィッツ㈱入社 平成11年10月　当社入社 平成14年３月　オリエント証券㈱入社 平成16年２月　フィッチ・レーティングス社入社 平成17年４月　当社執行役員 平成18年４月　当社防災事業本部長 平成18年６月　当社取締役(現在) 平成20年10月　㈱モリタ防災テック代表取締役社長(現在) [重要な兼職の状況] ㈱モリタ防災テック代表取締役社長	30,000株
5	かわ　ぐち　かず　み 川　口　和　三 (昭和18年10月25日生)	昭和43年４月　松下電器産業㈱入社 平成元年１月　鹿児島松下電子㈱取締役 平成４年６月　九州松下電器㈱取締役 平成７年６月　同社常務取締役 平成８年６月　同社専務取締役 平成15年６月　松下電器産業㈱常任監査役 平成20年６月　当社取締役(現在)	11,000株
6	まえ　はた　ゆき　ひろ 前　畠　幸　広 (昭和25年８月22日生)	昭和48年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成15年６月　当社取締役 平成16年６月　当社常務取締役 平成20年10月　㈱モリタ常務取締役 平成23年４月　同社専務取締役(現在)	35,000株

(注) 1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川口和三氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所及び㈱大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 候補者 川口和三氏につきましては、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役 松村和宜氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の 株　式　数
松村和宜（まつむらかずよし） (昭和22年１月２日生)	昭和48年４月　弁護士登録 昭和54年９月　曽根崎法律事務所共同経営(現在) 平成元年６月　当社監査役(現在)	19,060株

(注) 1. 監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松村和宜氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者 松村和宜氏につきましては、顧問契約を締結している法律事務所所属の弁護士であり、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務にも精通されており、企業経営を統治する充分な見識を有しておられることから、監査機能を充分に発揮していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年となります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

兵庫県三田市テクノパーク１番地の５

株式会社モリタ　三田工場会議室

TEL（079)568-7800

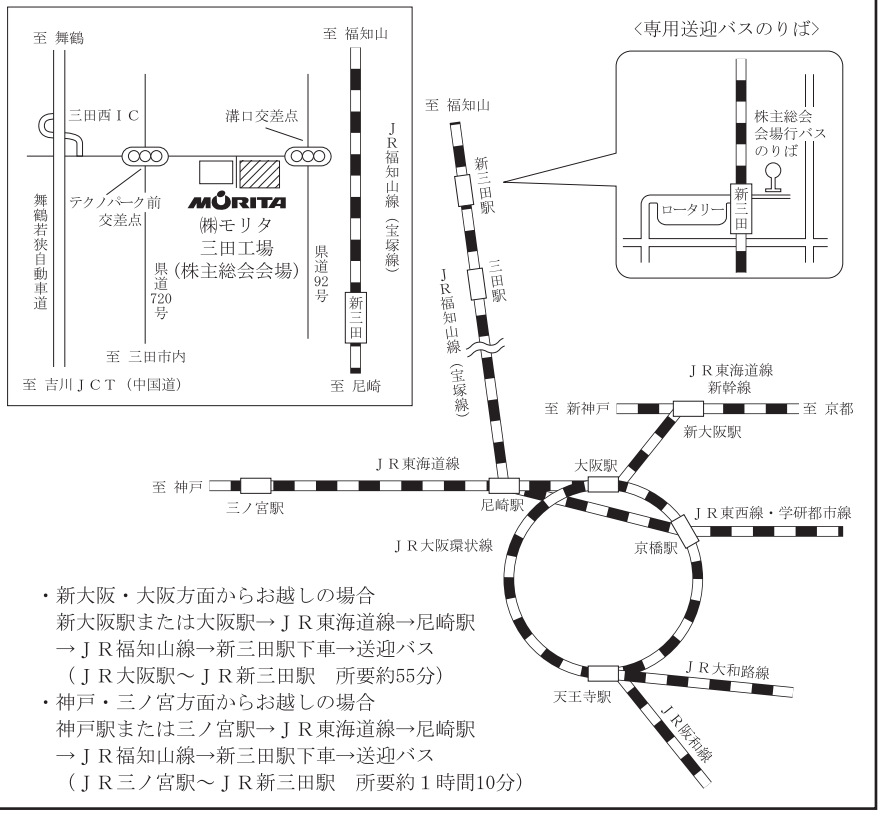

・新大阪・大阪方面からお越しの場合
　新大阪駅または大阪駅→ＪＲ東海道線→尼崎駅
　→ＪＲ福知山線→新三田駅下車→送迎バス
　（ＪＲ大阪駅～ＪＲ新三田駅　所要約55分）
・神戸・三ノ宮方面からお越しの場合
　神戸駅または三ノ宮駅→ＪＲ東海道線→尼崎駅
　→ＪＲ福知山線→新三田駅下車→送迎バス
　（ＪＲ三ノ宮駅～ＪＲ新三田駅　所要約１時間10分）

※当日は、ＪＲ新三田駅前より会場までご案内する当会社専用送迎バスを定期的に配車いたしますのでご利用ください。（ＪＲ新三田駅から約15分）